

肉用子牛の平均売買価格について（令和 6 年度第 3 四半期）

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）に基づく肉用子牛生産者補給金制度の令和 6 年度第 3 四半期の平均売買価格が、品種区分ごとに次のとおりとなり、黒毛和種について、平均売買価格が保証基準価格を下回ったことから、生産者補給金（補給金単価：42,100 円／頭）が交付されることとなった（1 月 20 日付けの官報で告示）。

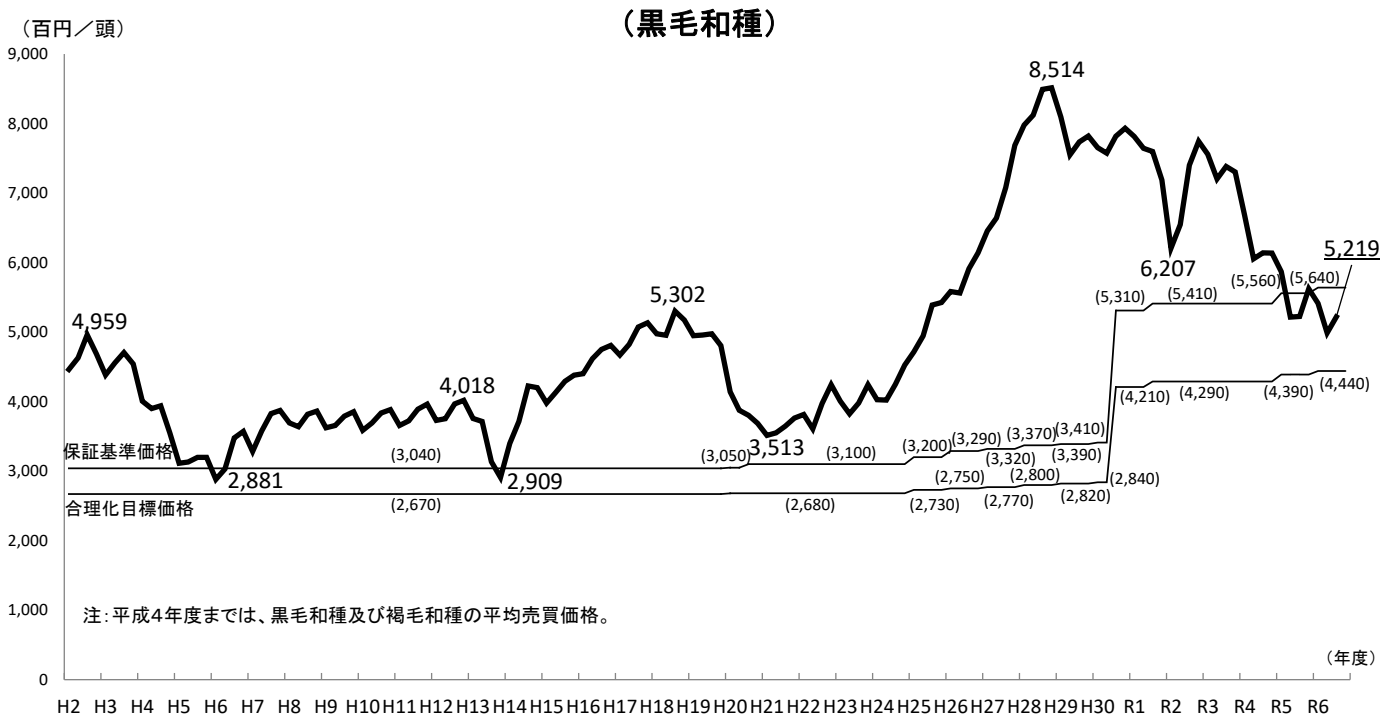
（単位：円／頭）

		黒毛和種	褐毛和種	その他の 肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格		5 6 4 , 0 0 0	5 1 4 , 0 0 0	3 2 8 , 0 0 0	1 6 4 , 0 0 0	2 7 4 , 0 0 0
合理化目標価格		4 4 4 , 0 0 0	4 0 4 , 0 0 0	2 5 8 , 0 0 0	1 1 0 , 0 0 0	2 1 6 , 0 0 0
6 年度 第 3 四半期 ※	平均売買価格 ※※	5 2 1 , 9 0 0	6 7 7 , 1 0 0	-	2 0 1 , 3 0 0	3 2 9 , 4 0 0
	補給金単価	4 2 , 1 0 0	-	-	-	-

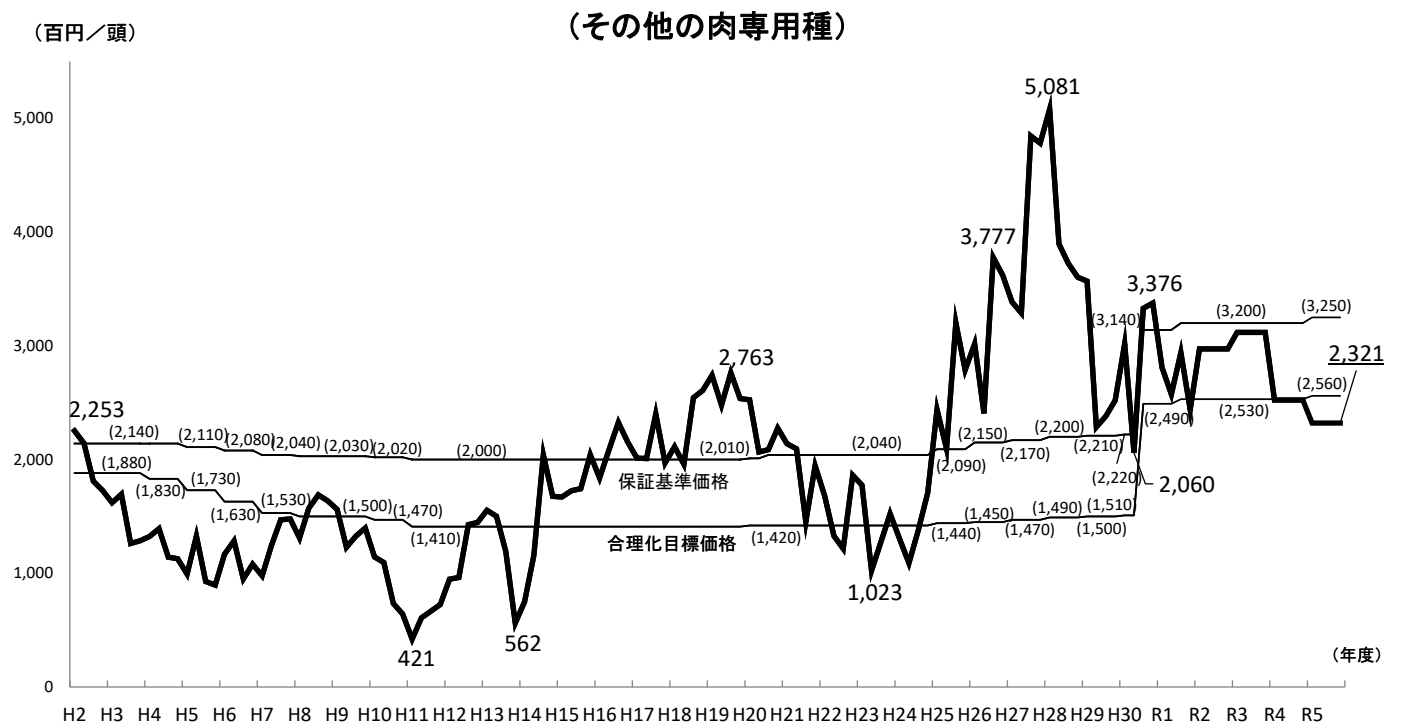
※「その他の肉専用種」については、令和 2 年度から算定期間を 1 年（4 月～3 月）としている。

※※「平均売買価格」については、指定家畜市場における指定肉用子牛の取引価格から算出している。

肉用子牛の平均売買価格の推移(1)



肉用子牛の平均売買価格の推移(2)



肉用子牛の平均売買価格の推移(3)

